

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス
(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年11月10日

東日本高速道路株式会社関東支社

支社長 良峰 透

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 11

1 業務概要

(1) 品目分類番号 42

(2) 業務名

関越自動車道 栗の木川橋耐震補強設計検討業
務

(3) 業務箇所

(自) 群馬県渋川市赤城町津久田

(至) 群馬県渋川市赤城町津久田

(4) 業務内容

本業務は、関越自動車道 栗の木川橋における
トラス橋の耐震補強設計を行う業務である。

(5) 概算数量

既設橋梁動的解析 1 連

比較検討動的解析 3 連

耐震補強動的解析 2 連

耐震補強静的解析 1 連

(6) 履行期間

契約保証取得の日の翌日から 450 日間

2 参加資格

(1) 東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則
第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 東日本高速道路株式会社の令和3・4年度調査
等競争参加有資格者のうち、「橋梁設計」の認定
を受けている者であること。

(3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てが
なされている者、または民事再生法に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の
再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 審査基準日(下記5(3).に示す「参加表明
書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)か
ら契約の相手方と決定する日までの期間(期首及

び期末の日を含む)において、東日本高速道路株
式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18
年8月7日東高契第269号)に基づき、「地域3」
において競争参加資格停止を受けていないこと。
(5) 平成18年度以降に元請として完成及び引渡し
が完了した次に掲げる同種業務の実績を有するこ
と。

①同種業務:道路における特殊橋梁(※1)の
耐震補強設計(※2)

※1 特殊橋梁とは、「H29年 道路橋示方書 V耐震
設計編 2.1 総則」、「H24年 道路橋示方書 V耐
震設計編 2.3 橋の重要度の区分」または「H14
年 道路橋示方書 V耐震設計編 2.3 橋の重要度の
区分」における「B種の橋」で、鋼トラス橋、鋼
アーチ橋、鋼方杖ラーメン橋、鋼製ラーメン橋、
鋼斜張橋、吊橋のいずれかであるものをいう。

※2 耐震補強設計とは、既設橋梁のじん性や耐力
を向上する設計又は免震化・地震時水平力分散構
造化・制震構造化等により下部工及び上部工に作
用する地震時慣性力を軽減する設計をいう。

(6) 平成18年度以降に元請として完成及び引渡し
が完了した次に掲げる同種業務の実績を有する
管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置でき
ること。

①同種業務:上記(5)①企業の実績と同じ

(7)次に掲げる資格を満たす管理技術者及び照査
技術者を、本件業務に配置できること。なお、外
国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調
達協定締約国その他建設市場が開放的であると認
められる国等の企業に所属する技術者に限る)に
ついては、あらかじめ下記に示す資格相当の国土
交通大臣認定(以下「大臣認定」という。)を受
けている必要がある。また、当該業者が競争参加
資格の認定を受けるためには、技術提案書の提出
期間の最終日までに大臣認定を受け、認定書の写
しを提出しなければならない。

(a) 技術士【総合技術監理部門(建設-鋼構造及び
コンクリート)】の資格を有し技術士法による登
録を行っている者。

(b) 技術士【建設部門（鋼構造及びコンクリート）】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。

(c) R C C M（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、R C C M資格制度規定による登録を行っている者。

(d) 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者（いずれも橋梁分野）】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度による登録を行っている者。

(8) 審査基準日において、管理技術者の手持ち業務量が契約金額500万円以上の業務の合計額が4億円未満かつ件数が10件未満である者。なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務^(※2)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。また、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、業務の合計額が2億円未満かつ件数が5件未満である者。

(※2) 業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務

(9) 当該業務に係る施工（調査等）管理業務の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10) 審査基準日から契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 当該業務実施体制（再委任若しくは委任の内容）の妥当性

(2) 企業の経験及び能力

(3) 配置予定管理技術者の経験及び能力

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定管理技術者の経験及び能力

(2) 配置予定照査技術者の経験及び能力

(3) 業務への取り組み姿勢

業務理解度、実施手順、その他（重要事項の指摘、有効な代替案）

(4) 特定テーマに対する技術提案

特定テーマに対する提案の的確性、実現性及び独創性

テーマ：栗の木川橋の耐震補強対策検討（※）に関する留意点

※既設橋梁の耐震照査を行い、耐震補強方法の選定を行うもの。

(5) 参考見積

提案内容と見積内容の整合性

5 手続等

(1) 担当部署

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 東日本高速道路株式会社関東支社
技術部 調達契約課 市原 登
電話048-631-0020

(2) 契約図書の交付期間及び方法

① 交付期間 令和3年11月10日(水)から
令和3年11月25日(木)まで。

② 交付方法 当社ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和3年11月25日(木)午後4時まで。

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 書留郵便等又は電子メール。
(提出期限までに必着)

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和4年1月31日(月)午後4時まで。

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 上記(3)③に同じ。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証 必要。

(3) 契約書作成の要否 必要。

- (4) 前金払の有無 有。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(1)に同じ。
- (6) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (7) 詳細はホームページに掲載する手続開始の公示(説明書)による。

7. Summary

- (1) Subject matter of the contract:
Seismic reinforcement design of Kurinoki
gawa River Bridge KAN-ETSU Expressway
- (2) Time limit to express interests :
4:00 P.M. 25 November 2021
- (3) Time limit for the submission of proposals : 4:00 P.M. 31 January 2022
- (4) Official in charge of the contract
of the procuring entity : Yoshimine Toru,
Director General of Kanto Regional Head
Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
- (5) Classification of the services to be
procured : 42
- (6) The language used for application
and inquiry shall be Japanese.
- (7) The contact point for documentation
relating to the proposal : Ichihara
Noboru, Deputy Manager of a Procurement &
Contract Section, Technology &
Procurement Department, Kanto Regional
Head Office, East Nippon Expressway Co.,
Ltd. 1-11-20 Sakuragicho, Omiya-ku,
Saitama city, Saitama, 330-0854
TEL : 048-631-0020